

にしあわくら地域商品券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰により影響を受けている村内の各家庭及び事業者への支援を行うために実施する、地域商品券（以下「商品券」という。）発行事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 令和7年9月1日をいう。
- (2) 基準世帯主 基準日における村の住民基本台帳上の世帯の世帯主。
- (3) 基準世帯員 基準日における村の住民基本台帳上の世帯の世帯主以外の者。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入等をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の配布対象者)

第3条 この要綱による商品券の配布の対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、基準世帯主及び基準世帯員とする。

- 2 基準日において村内で生活していた者であって、村の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると村長が特に認める者は、配布対象者としてすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、商品券の配布を受け入れない旨を申し出た場合は、当該者は配布対象者としなない。
- 4 前項の申出をしようとする者は、にしあわくら地域商品券受取拒否申出書（様式第1号）を村長に提出することにより、その申出を行うものとする。

(商品券の額及び配布の方法)

第4条 商品券の券面金額は1000円とし、前条の規定する配布対象者1人につき10枚（1万円分）を配布する。ただし、同一人に対して配布は1回限りとする。

- 2 村長は、基準世帯主に当該世帯に属する配布対象者分の商品券を郵送によりまとめて配布する。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合、村長は、書留郵便等配達記録の残る方法により郵送を行うこととする。
- 4 第2項ただし書の場合において、直接配布等配達記録の残らない方法により商品券を配布する場合は、商品券の配布を受けた者は、様式第2号により受領書を村長に提出することとする。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、村長が別に定める日から令和8年1月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、配布された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品の購入等のために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(配布の手續)

第6条 村長は、配布対象者（第3条第3項の規定による配布を拒否した者を除く。）に対し、商品券を原則郵送により配布するものとする。

(商品券の返戻)

第7条 村長は、配布対象者に郵送した商品券が宛所不明、受取拒否等を理由として返送された場合は、第5条第2項に定める期間これを保管し、当該期間経過後は、適切に処分するものとする。

(特定事業者の登録等)

第8条 村長は、別に定める募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録書を交付する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、村と適切な連携体制を構築することその他の前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 村長は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手續)

第10条 村長は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、村長に、第5条第2項に定める期間の特定取引において受け取った商品券を報告して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替により支払うものとする。

(商品券に関する周知等)

第11条 村長は、事業の実施に当たり、商品券の配布、使用等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(禁止)

第12条 商品券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

2 不当に商品券を取得した者は、これを使用してはならず、かつ、直ちにこれを村長に返還しなければならない。

(破損等の届出)

第13条 商品券を著しく破損し、又は汚損したときは、速やかに村長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号第3条関係
様式第1号（第3条関係）

西粟倉村長 殿

にしあわくら地域商品券 受取拒否申出書

私は「にしあわくら地域商品券」の受給について拒否することを、ここに申し出ます。

・受取拒否（全部） 名分

・受取拒否（一部） 枚分

（該当者氏名）

令和 年 月 日

（申出人）

住 所

氏 名

連絡先

様式第2号第4条関係
様式第2号（第4条関係）

西粟倉村長 殿

にしあわくら地域商品券 受領書

私は「にしあわくら地域商品券」について、下記のとおり受領いたしました。

・ 受取部数 名分

（該当者氏名）

令和 年 月 日

（受取人）

住 所

氏 名

連絡先